

第225回長野県都市計画審議会を開催します

松本都市計画区域区分の変更について、都市計画法に基づき調査審議するため、長野県都市計画審議会を開催します。

日時

令和7年9月4日(木) 午後1時30分から午後3時まで

場所

長野県庁議会増築棟 3階 第1特別会議室

議題

議案審議 1件(松本都市計画区域区分の変更について。詳細は別紙1参照)

委員

学識経験者、市町村長の代表者、県議会議員、市町村議会議長の代表者等
(詳細は別紙2参照)

その他

- 会議は、公開で行われます。取材を希望する場合は、当日会場で受付をお願いします。
- 傍聴席及び取材席に限りがあるため、傍聴できない場合がありますので、ご了承ください。

※長野県都市計画審議会について

- ・ 県が都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関。
- ・ 都市計画は都市の将来像を示すものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、都市計画を定めるときは行政機関だけで判断するのではなく、上述の委員による審議を経て決定される。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 都市・まちづくり課都市計画係
深澤、金上

電話 026-235-7297(直通)
内線 3360

ファクシミリ 026-252-7315

電子メール toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp